

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料軽減のお知らせ

長寿医療保険料は、均等割額と所得割額の合計額です。

保険料は、所得によって均等割の7割・5割・2割の軽減があります。平成21年度は、さらに均等割・所得割について、次のような軽減が行われます。

【均等割】

① 均等割が本来7割軽減の方は、8.5割軽減になります。

② ①の対象の方で、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下（その他各所得がない）の場合は、9割軽減となります。

【所得割】

所得割を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額等）が58万円以下の方は、5割軽減となります。

【被用者保険の被扶養者であった方】

制度加入前に社会保険等、被用者保険の被扶養者であった方は、均等割が9割軽減となります。

保険料の軽減所得の判定基準

【均等割】 47,400円

軽減割合	軽減後の均等割額	同一世帯の後期高齢者及び世帯主の総所得 年金所得の場合の軽減判定所得は、15万円を 控除した後の金額
9割軽減 世帯の被保険者全員の 年金収入が80万円以下	4,700円	33万円以下
8.5割軽減 ※21年度のみ	7,100円	
5割軽減	23,700円	33万円＋（24万5千円×世帯に属する 後期高齢者数）以下 *後期高齢者が世帯主の場合は人数から1引く
2割軽減	37,900円	33万円＋（35万円×世帯に属する 後期高齢者数）以下

【所得割】 所得割率 8.8%

軽減割合	賦課のもととなる金額 (所得金額から基礎控除33万円を引いた金額)
5割軽減	被保険者の所得が58万円以下

○ 保険料の納入通知書を、6月中旬に各被保険者の世帯へ郵送します。

【普通徴収】

① 納付書で納入される方は、期日までに金融機関でお支払いください。

② 口座振替の方は、毎月25日に口座から引き落とされます。

【特別徴収】

現在特別徴収で仮徴収（4月・6月・8月）されている方は、平成21年度の保険料の決定額から仮徴収額を差し引いた金額を10月・12月・2月の年金から天引きします。

○ 納付方法を、年金天引きから口座振替に、変更希望される方は、保険年金係窓口で手続きをお願いします。

【手続きに必要なもの】

- ① 印鑑（みとめ可）
- ② 口座振替の通帳
- ③ 通帳の届出印
- ④ 保険証

■ 問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-2159